

今後の審査の優先順位と進め方に対する当社希望について

現在、大飯3,4号機の特重設工認審査を進めていただいているところ、7/1に大山火山（DNP）に係る設工認申請及び保安規定変更認可申請、7/2に警報なし津波等に係る変認申請をさせていただきました。ついては、審査の優先順位と進め方について、以下のとおり、当社の希望を整理いたしました。

【優先順位および理由】

- ① 大飯3,4号 特重設工認
審査終盤と認識しており、優先して認可を頂きたいため。
- ② DNP 設工認（7プラント）・保安規定（大飯3,4号、高浜3,4号）
経過措置期限までに対応を完了させる必要があるため。
- ③ 高浜1,2号 特重変認（警報なし津波他）
高浜1,2号の特重竣工までに対応を完了させる必要があるため。

【審査の進め方に対する当社希望】

- ① 大飯3,4号 特重設工認
特になし（引き続き、最優先で審査を進めていただきたい。）
- ② DNP 設工認・保安規定
 - ・設工認と保安規定を並行して審査いただきたい。
 - ・設工認の審査においては、高浜3,4号を代表プラントとして審査を進めていただきたい。
（プラント固有の論点については、代表プラント以外の状況もご説明）
 - ・設工認の審査においては、SA/DB関係を先行し、その後、特重関係を審査していただきたい。
 - ・代表プラント以外については、代表プラントの審査完了後、同時並行で審査いただきたい。
 - ・保安規定については、高浜3,4号と大飯3,4号を同時に審査いただきたい。（変更内容が同様のため）
- ③ 高浜1,2号特重変認（警報なし津波他）
大きな論点がないと考えているため、可能であれば②の審査に影響ない範囲で、同時並行で審査を進めていただきたい。対応可否について、概要説明をさせて頂いた上でご判断いただきたい。